

## 会員規約

本受講規約(以下「本規約」という)は、Karin Ballet Class 一橋学園駅前スタジオ（以下「当スタジオ」という）について定めたものであり、入会される方(以下「会員」という)は下記の受講規約の内容を承諾、遵守していただくことを前提としております。

当スタジオにおけるバレエクラス受講に関する契約は、当スタジオの運営者であるKarin Ballet Classと会員との間に成立するものとします。

<第1条 総則>

- 1、当スタジオはバレエクラスを会員に提供することを目的とします。
- 2、会員は受講料の支払い等、本規約に定める一切の義務を誠実に履行するものとします。

<第2条 入会申込>

- 1、当スタジオに入会する方は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、入会金を添えてお申し込みください。
- 2、入会申込に際して支障があると当スタジオが判断した場合、入会を承認しない場合があります。

<第3条 受講料と支払い方法>

- 1、当スタジオの受講料は別途定めるものとし、**会員である限り毎月支払い義務が発生します（月謝制の場合）。**
- 2、受講料は前月末までにお支払いいただきます（月謝制の場合）。**
- 3、月の途中で入会された場合、受講料は日割り計算させていただきます（月謝制の場合）。
- 4、チケットをお忘れの場合は、都度払い料金で現金での受講となります（チケット制の場合）。
- 5、当スタジオは会員の承諾なく受講料等を改定できるものとします。
- 6、お支払いいただいた受講料や入会金は、いかなる場合にも返金致しません。

<第4条 退会/休会/支払方法変更 手続>

- 1、**退会、休会、支払方法変更を希望する会員は、その前月末までにその旨を申し出ると共に、当スタジオに対する債務(ある場合)の全額を支払う必要があります。**
- 2、当スクールが上記手続の完了を認めた時点で、会員は退会/休会/支払方法変更をしたこととみなされます。
- 3、月の途中で退会/休会/支払方法変更をされる場合でも、既にお支払いいただいた受講料は返金致しません。
- 4、退会后、再入会される場合は再度入会金をお支払いいただきます。2カ月以内に再度ご入会いただいた場合は入会金免除。
- 5、**休会期間は3カ月迄とし、それ以降は退会とみなします。**

但し、怪我等やむを得ない事情の場合はご相談ください。

6、休会費は1度目の1カ月のみ休会費なし、2カ月目以降は¥1,000-をお支払いいただきます。2度目からは休会費¥1,000-をお支払いいただきます。

但し、怪我等のやむを得ない事情の場合はご相談ください。

7、頻繁に休会される方は、退会を申し渡すことがあります。

<第5条 禁止事項>

- 1、当スクールの利用に当たり、次の行為を禁止します。
  - ・クラス進行やスタジオ運営の妨げとなる一切の行為。
  - ・**許可のない録音、写真・ビデオ撮影等。**
  - ・当スタジオ内外を問わず、他の受講者や関係者への物品の販売や勧誘等、迷惑となる一切の行為
  - ・水分補給、塩分補給、イベントなどを除くスタジオ内での飲食。
  - ・その他、法令または公序良俗に反する行為や当スタジオが不適切と判断する行為。
  - ・インターネット等、公の場での批判、誹謗中傷行為。

1、前項に抵触すると判断した場合、当スタジオは該当者に対して退会を申し渡すことがあります。

<第6条 受講資格の取消、会員の取消>

- 1、会員が次の各号に該当する場合、当スクールは該当会員の受講資格、会員資格を取り消すことができます。
  - ・第5条に該当する禁止行為を行った場合。
  - ・**受講料等の支払いを遅滞、または支払いを拒否した場合。**

- ・他の生徒さまからの著しいクレームがある場合。
- ・その他、当スタジオが会員として不適当と判断した場合。

1、前項の事由が生じた場合、会員は直ちに当スタジオへの債務を全額支払い、それらの事由の発生により当スタジオが被った一切の損害賠償の責を負います。

<第7条 クラスの欠席/振替/中止/変更>

- 1、クラスを欠席しようとする場合は、電話、メールにて当スクールまでご連絡いただきます。
- 2、**クラスの振り替えは同月までとします。**体調不良、急なアクシデント等、同月中の振り替えが難しい場合のみ翌月の振り替えを許可します。
- 3、当スタジオは次のいずれかに該当する場合、講師変更、クラスを中止、または他の日に振り替える場合があります。

- ・当スタジオの講師にクラスの実施が困難なやむを得ない事由が発生した場合。
- ・天災事変その他やむを得ない事態の発生により、クラスの実施が困難になった場合。

1、当スタジオは、前項の理由によりクラスを中止、又は他の日に振り替える場合、あらかじめその旨を会員に通知します。

ただし、緊急でやむを得ない場合はこの限りではありません。

<第8条 届出事項の変更>

- 1、会員は当スタジオへの住所、連絡先など届出事項に変更が生じた場合は、速やかに当スタジオへ通知するものとします。
- 2、変更登録がなされなかったことにより生じた損害について、当スタジオは一切責任を負いません。

<第9条 写真/動画の使用>

- 1、**本人または保護者から掲載不可の申し出がない限り、スタジオ内外の行事などの写真/動画を、個人を特定できない形（集合写真や全身写真など）でスタジオウェブサイトなどに掲載することがあります。**
- 2、個人を明らかに特定できる写真/動画は、本人または保護者の了承を得られた場合のみ使用します。

<第10条 見学について>

- 1、**当スタジオは、保護者の見学を原則、月の第4週目のみとします。**
- 2、**保護者はレッスン終了の5分前から、入室可能とします。**

<第11条 免責事項>

- 1、当スタジオは、クラスの受講、クラスの遅延や中断等により会員または第三者が被った損害について一切の責任(賠償を含む)を負いません。当スタジオ施設内や往復中の怪我、事故、事件等についても当スタジオは一切責任を負いません。
- 2、会員が当スタジオになんらかの損害を与えた場合、当スタジオは該当会員に対して損害の賠償を請求できるものとします。
- 3、当スタジオ利用に際し、会員と他の会員や第三者との間に紛争が生じた場合、会員は自己の費用と責任においてこれを解決し、当スタジオに一切損害を与えないものとします。

<第12条 会員規約の改定>

本規約は、当スタジオが必要と判断した場合は会員の承諾なく改定されるものとします。尚、本規約を改定する場合は、変更後の規約を当スタジオウェブサイト等への掲載をもって周知することとし、これによって本規約の改定の効力が生じるものとします。

附則

この規約は、令和5年6月21日から施行する。

<運営主体>

Karin Ballet Classが運営管理しております。

当スタジオ責任者：林 花梨